

2023年11月13日

一般社団法人 生命保険協会
一般社団法人 日本損害保険協会
公益財団法人 生命保険文化センター

保険教育に関する包括連携協定の締結について

2023年11月13日（月）、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人日本損害保険協会、および公益財団法人生命保険文化センターは、「保険教育に関する包括連携協定」（以下、「本協定」）を締結しました。

1. 本協定の目的

本協定は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人日本損害保険協会、および公益財団法人生命保険文化センターが、ライフプラン等を踏まえたリスクに対する自助努力の重要性を学ぶための保険教育について、密接に相互連携および協働して取り組むことを定めたものです。これにより、国民の皆さまの保険分野における金融リテラシー向上を図ることを目的としています。

2. 本協定の内容

上記の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力します。

- (1) 保険教育に係る教材・コンテンツの作成に関すること
- (2) 学校等への講師派遣に関すること
- (3) 学校教育支援に関すること
- (4) 金融経済教育推進機構に関すること
- (5) その他、保険教育、金融経済教育に関すること

※連携・協力事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に情報交換を行い、協働取組に係る研究を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、取組ごとに、協議の上決定する

※連携・協力事項を推進するにあたっては、教育機関や金融経済教育推進機構等その他の団体等との連携が図られるよう努める

金融経済教育推進機構：関連法案の成立・施行を前提に、2024年春に設立される予定の
金融経済教育推進組織

3. 締結日

2023年11月13日（月）

今後、本協定に基づき、現在実施している生損保業界協働での教育活動を拡充することなどにより、国民の皆さまの金融リテラシー向上に向けて、保険教育に係る各種施策を連携・協力して進めてまいります。

【別添資料】：生保業界と損保業界との共催による教育活動について

以 上